

# 令和6年度放課後児童クラブ（学童保育所）募集案内

## 【対象学童保育所】

学童保育所	対象小学校区	対象学年（※1）
西山口小学童保育所	西山口小学校	新1年生～新5年生
第二小学童保育所（※2）	第二小学校	新1年生～新3年生
第二小つくし学童保育所（※3）		
中央小学童保育所	中央小学校	
土方小学童保育所	土方小学校	
佐束小学童保育所	佐束小学校・中小学校	
大坂小学童保育所	大坂小学校	
千浜小学童保育所	千浜小学校	新1年生～新4年生

※1 記載の対象学年の申込み状況により余裕がある学童保育所のみ、高学年の追加募集を行います。追加募集の詳細は、12月上旬以降に市役所ホームページを御覧いただくか、教育政策課までお問い合わせください。

※2 二瀬川、上屋敷、秋葉通り、七日町、秋葉路の各自治区の方

※3 鳥居町、橘町、末広町、長谷の各自治区の方

ただし、申込状況により変動する場合があります。

## 【募集期間】

令和5年10月10日（火）～10月27日（金）

※募集期間内に申込みされた方を優先します。

## 【入所基準】

- (1) 小学校に就学している児童であること
- (2) 保護者が昼間に就労、または長期にわたる疾病等の状態にあること
  - ① 通常は開所時間（12:30～18:30）内で3時間以上、且つ月20日以上勤務していること
  - ② 長期休暇中（夏・冬・春休み）は開所時間（7:30～18:30）内で6時間以上勤務していること
  - ③ 保護者が就労でない場合は長期にわたる疾病等の状態にあること
- (3) 70歳未満の同居、隣接居住の祖父母がいる場合は、就労、疾病等の状態にあること
  - ① 通常は開所時間（12:30～18:30）内で3時間以上勤務していること
  - ② 長期休暇中（夏・冬・春休み）は開所時間（7:30～18:30）内で4時間以上勤務していること
- (4) その他、上記に類する状態として教育委員会が利用を認める状態にあること
- (5) 学童保育所利用料等に滞納がないこと

## 【申込書類配布・受付場所】

対象児童	配布・受付場所（時間）
新1年生 新規利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育政策課（教育委員会2階）</li> <li>・南部大東ふくしあ（大東支所1階）</li> <li>・南部大須賀ふくしあ（大須賀支所1階）</li> </ul> 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く） ※期間中の木曜日は午後7時まで受付
継続利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在入所している放課後児童クラブ</li> </ul> 午後0時30分～午後6時20分（土・日・祝日を除く）

※申込書類は、掛川市のホームページからもダウンロードできます。

## 【 提出書類 】

### ① 掛川市放課後児童健全育成事業利用申込書

### ② 学童保育所確認シート

### ③ 同意書

### ④ 入所基準を満たすことを証明する書類（保護者、70歳未満の同居・隣接居住の祖父母）

※75歳未満の同居・隣接居住・同一小学校区内在住の祖父母が就労や疾病等の状況にある場合も、書類の提出をお願いします。

保護者・祖父母の状況	必要な書類
会社員又は会社役員 ※パート職員・株式会社や有限会社などの経営者 (代表取締役)等を含む	①就労証明書 ※社会保険証のコピー不可
自営業者・農業等従事者 (事業主・専従者)	①自営業・農業等従事者申告書 ②確定申告書の第1表・第2表又は住民税申告書の写し ③(事業開始1年目で②がない場合のみ)事業を開始したことが分かるものの写し
疾病・障がい・介護・看護・就学・災害	①申立書 ②診断書・証明書・手帳の写し等 ※介護保険被保険者証、身体障害者手帳、診断書のコピー等状況がわかる書類を添付

## 【 今後のスケジュール 】

1月中旬～ 面接を実施します。

2月中旬頃 審査結果を発送します。

※利用希望開始月が7月以降の方は、利用希望開始月の前月下旬に通知します。

3月上旬頃 入所対象者説明会を実施します。

## 【 随時(期間外)申込者・長期休暇のみの利用希望者の審査について 】

- 利用希望期間開始月の2ヶ月前までに申込みをしてください。
- 受付期間内に申込みをされた方が優先となります。
- 申し込み状況によっては、入所をお待ちいただく場合があります。

## 【 申込み時の注意事項 】

- 家庭内で保育できない事情を考慮し、低学年や緊急度の高い児童からの入所となりますので、定員を超えた場合、希望しても入所をお待ちいただくことがあります。また、兄弟で申込みをしても年少の児童のみ入所となる場合もあります。
- 提出された申込書や証明書等に不備がある場合、確認の連絡や再度申請書類の提出をお願いすることがあります。
- 就労証明書や診断書等は、新たに発行された正確な状況が分かるものを提出してください。
- 勤め先が決まっていない場合は、決定した時点で就労証明書を速やかに提出してください。提出されない場合、審査が行えないため入所することができません。
- 対象児童の弟・妹が同時期に保育園への入園申請を行い、就労証明書を既に市へ提出している場合であっても、就労証明書は提出してください。(入園申請時のコピー提出可)
- 申請書類に事実と異なる記載があった場合、入所をお断りすることがあります。
- 育児休業中の方は、復職日から利用が可能となりますが、月途中からの利用であっても月額利用料がかかります。

## 【 放課後児童クラブ（学童保育所）の利用について 】

### 1 放課後児童クラブ（学童保育所）の概要

放課後児童クラブは、保護者が就労等により、年間を通して昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成及び保護者の就労と子育ての両立支援を図ることを目的としています。

### 2 開所日等

開所日	開所時間
平日（月～金曜日）	放課後から午後6時30分まで
長期休暇・代休日	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日（第二小つくし学童保育所・土方小学童保育所）	
祝日（土方小学童保育所）	

※ 学校の給食がない日は弁当・水筒持参となります。

※ 長期休暇等の午前8時前の利用については、勤務等の都合上、利用せざるを得ない方に限ります。

※ 日曜日、盆休み、年末年始、年度末最終日は閉所となります。

※ 災害や感染症の集団発生等により閉所することがあります。

### 3 利用料

利用月	利用料
通常月（下記以外の月）	7,000円
8月（通常利用・夏休みのみの利用に関わらず一律）	9,500円
12月（通常利用・冬休みのみの利用に関わらず一律）	7,500円
3月（通常利用・春休みのみの利用に関わらず一律）	8,000円

※ ひとり親家庭等医療費助成金の受給者又は児童扶養手当受給者については、一部減免措置があります。

※ 毎月、月末最終営業日に当月分利用料を口座振替にて引き落とします（引き落としが不能な方は、納付書でのお支払いとなります。）。

※ 利用の有無にかかわらず、料金が発生します。また、日割り計算は行っていません。

### 4 土曜保育・祝日保育登録料

利用形態	登録料	備考
土曜日	月額2,000円	・登録料として利用の有無にかかわらず加算されます。 ・土曜日・祝日のみの利用はできません。 ・就労証明等にて土曜日・祝日の勤務が確認できない場合は、登録できません。
祝日	月額500円	

### 5 登所・降所

(1) 放課後等、各自そのまま学童保育所へ登所してください。

(2) 保護者が責任をもって、開所時間内に迎えに来てください。

※ 送迎が困難な場合は、ファミリー・サポート・センター事業を御利用ください。

利用には、会員登録と事前予約、事前打合せが必要です。詳細は、こども政策課内のかけがわファミリー・サポート・センター（TEL：21-1211）へお問い合わせください。

## 6 学童保育所での生活

基本的には、集団生活の場としてきまりを守るなかで自立心を育て、異年齢の集団の中で豊かな人間性を育むことを目標としています。

- (1) 家庭にいるような雰囲気でご過ごせるよう配慮します。
- (2) 宿題等の学習は、本人の自主性に任せます。
- (3) おやつは毎日用意しますが、衛生上持ち帰りはしません。
- (4) 季節に応じた行事等を行います。
- (5) 児童が故意に他の児童、支援員に対しけがをさせた場合や、器物を破損した場合は保護者の責任において費用等の負担をしていただきます。

## 7 欠席する場合

- (1) 保護者が就労等休みの場合は、休ませて家庭で過ごしてください。
- (2) 一週間以上の無断欠席の場合は、退所となる場合があります。
- (3) 病気（特定疾患を除く）等の場合は、全快するまで休ませてください。
- (4) 学級閉鎖となったクラスの児童は、休みとなります。

## 8 その他

- (1) 勤務先・就労状況等が変わったときは、速やかに就労証明書を再提出してください。
- (2) 仕事を辞めた場合、その月を含んで2ヶ月以内に就職が決まらない場合は退所となります。
- (3) 住所、勤務先、緊急連絡先など、届出している事項に変更があったときは、必ず変更の届出をしてください。学童保育所の入所基準に該当しなくなった場合（就労・疾病等の状態の有無、弟妹の保育園入園の可否等）は、決定内容を取り消すことがあります。
- (4) 学童保育所への通所について、学校の担任へ知らせておいてください。
- (5) 傷害保険等には掛川市社会福祉協議会で一括して加入します。
- (6) 学童保育所のきまりを守らない場合や、利用料の未納が解消されない場合、退所していただく場合があります。

### ◇利用の前に…

御家族で、「学童保育所の利用が本当に必要であるか」をよく話し合って申込みをしてください。学童保育所は、仕事や疾病等の理由でやむを得ず、子どもの保育ができない家庭を支援する事業です。“宿題をさせてくれるから”“友達がいるから”等の理由での申し込みはできません。また、保護者から児童へ「なぜ学童保育所へ行くのか」を伝えてください。

なお、子どもたちの特性は多様で、多人数での生活や大きな音が苦手など、様々な表れがあります。専門的な支援が必要な場合、『放課後等デイサービス』を利用するという選択肢もあります。『放課後等デイサービス』の詳細については、掛川市福祉課障がい支援係（TEL：21-1139）へお問い合わせください。

### 掛川市放課後児童健全育成事業利用の申込み・問い合わせ

**実施主体** 掛川市教育委員会教育政策課学童保育係 TEL：21-1109

**運営主体** 掛川市社会福祉協議会在宅支援課子育て支援係 TEL：22-1309

※ 個々の学童保育所の運営については、各学童保育所へ連絡してください。